

健康はこだて21次期計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市における健康はこだて21次期計画（健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画をいう。）を策定するに当たり、市民の意見等を反映させることを目的として設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員27人以内をもって組織する。

2 委員は、市民の健康づくりに関わっている関係者、健康づくり実践者および学識経験を有する者のうちから市長が指定する。

3 委員のうち3人は、別に定めるところにより公募する。

(任期)

第3条 委員の任期は、健康はこだて21次期計画を策定するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長1人および副委員長2人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聞くことができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者等との懇

談会を行うことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月2日から施行する。